

健 対 第 575 号
令和 6 年 7 月 12 日

富 山 県 医 師 会 長 }
各 郡 市 医 師 会 長 } 殿

富山県厚生部健康対策室長
(公 印 省 略)

HPVワクチンのキャッチアップ接種等に係る市町村への周知等
の協力依頼について

平素より、本県の感染症対策の推進に多大なご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

このことについては、令和 6 年 2 月 6 日付健対第 1306 号をもって、各市町村に対して HPV ワクチンのキャッチアップ接種に係る周知等の協力依頼をしておりましたが、今般、令和 6 年 7 月 10 日付で厚生労働省より事務連絡が発出されたことを受け、改めて、別添のとおり各市町村に依頼をいたしましたので、お知らせいたします。

つきましては、この旨ご了解いただくとともに、貴会員への周知についてご配慮いただきますようお願いいたします。

事務担当	感染症対策課感染症対策推進担当
電話番号	076-444-8920

健 対 第 575 号
令和 6 年 7 月 12 日

各市町村予防接種担当課長 殿

富山県厚生部健康対策室長
(公 印 省 略)

HPVワクチンのキャッチアップ接種等に係る周知等の協力依頼
について（再依頼）

平素より予防接種法に基づく定期接種への対応につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このことについては、令和 6 年 2 月 6 日付健対第 1306 号で依頼させていただいたところですが、今般、別添のとおり厚生労働省より事務連絡が発出されました。キャッチアップ接種の実施期間は令和 7 年 3 月 31 日までと今年度が最終年度となっており、加えて、高校 1 年相当の女性についても、定期接種の対象となる最終年度となっております。接種対象者が年度内に公費で 3 回の接種を完了するためには約 6 か月の期間を要することから、公費による接種を希望する方は、遅くとも 9 月末までに 1 回目の接種をする必要があります。

接種対象者等への周知等については、これまで各市町村において積極的に取り組まれているところですが、依然としてキャッチアップ接種等の実施について情報が十分に行き届いていないことが懸念されます。

このため、今回発出された別添事務連絡も参考にされ、改めて接種対象者やその家族等へ周知・広報や、希望される方の接種機会の確保をお願いいたします。

事務担当	感染症対策課感染症対策推進担当
電話番号	076-444-8920

事 務 連 絡

令和6年7月10日

各 { 都道府県
市町村
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

HPVワクチンのキャッチアップ接種等に係る周知のための広報資材について

予防接種行政については、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）については、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対し、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種（以下「キャッチアップ接種」という。）の機会を提供しているところです。このキャッチアップ接種の実施期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間としており、今年度は実施期間の最終年度となっております。加えて、高校1年相当の女性についても、定期接種の対象となる最終年度となっております。

15歳以上の女性は、HPVワクチンを合計3回接種する必要があるため、年度内に公費で3回の接種を完了するためには約6か月の期間を要することから、公費による接種を希望する方は、遅くとも9月末までに1回目の接種をする必要があります。

これらのことについて、キャッチアップ接種等の対象者や保護者に対し、これまでの自治体等からの周知に加え、一層の周知が必要であるため、厚生労働省において各自治体等でご活用いただける広報資材（チラシ、ポスター、動画）を作成しましたのでお知らせいたします。

当該資材の活用例については下記が考えられます。

（活用例）

- ・ キャッチアップ接種の周知を図るため、資材として、縦長（A4サイズ等）デザインの他、横長（A5サイズ）デザインのものを新たに作成しております。
- ・ 大学等の食堂での卓上POPスタンド、学食トレイ広告等として、対象者が多く利用する施設で設置したり、サイネージやモニタ等で表示したりする周知等に活用いただけます。その他、公共交通機関における車体広告、車内広告として掲出いただけます。
- ・ 紙面の情報量を絞ったポスターも作成しており、掲示してご覧いただけるようデザインしています。
- ・ 動画は横長（アスペクト比16:9）で作成しており、各自治体等の公式SNS等で配信いただくとともに、地域に設置しているサイネージ等でも配信いただけます。

以上をご参考にしていただき、引き続き、キャッチアップ接種等の対象者や保護者等への周知・広報のほどよろしく願いたします。

(資材及び動画については、厚生労働省ホームページからダウンロードいただけます)

URL : <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/kouhou.html>

【チラシ・ポスター・動画（2024 年 7 月作成）】

資材 1 キャッチアップ接種チラシ

資材 2 キャッチアップ接種チラシ（横長サイズ）

資材 3 キャッチアップ接種ポスター

動画 1 「女子高校生の皆さまへ」（定期接種最終年度の高校 1 年生も含む説明です）

https://www.youtube.com/watch?v=n_z9KUsXac8

動画 2 「HPV ワクチン接種を逃してしまった方へ」

https://www.youtube.com/watch?v=aF4fTFhJO_U

動画 3 「高校生相当の娘さんの保護者の方へ」

https://www.youtube.com/watch?v=Tkr_exMAtCM

(参考)

- ・大学等における周知キャンペーンを実施

「HPV ワクチン「キャッチアップ接種」全国 7 大学での周知キャンペーンを 7 月 5 日から開始」（令和 6 年 7 月 5 日報道発表）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41203.html

- ・審議会において自治体の取組を紹介（スライド 37～40）

第 60 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会：資料 1

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001255917.pdf>

健 対 第 1306 号
令和 6 年 2 月 6 日

各市町村予防接種担当課長 殿

富山県厚生部健康対策室長
(公 印 省 略)

HPVワクチンのキャッチアップ接種に係る周知等の協力依頼に
ついて

平素より予防接種法に基づく定期接種への対応につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このことについて、別添のとおり厚生労働省より事務連絡がありました。接種対象者等への周知・勧奨については、各市町村において取り組まれているところですが、別添の事務連絡の内容も踏まえ、改めて接種対象者やその家族等へ積極的な周知・勧奨のご検討をお願いいたします。

なお、キャッチアップ接種の実施期間は令和 7 年 3 月 31 日までとなっております。接種対象者が 3 回の接種を終えるために十分な期間が確保できるよう、接種勧奨の時期についてもご配慮をお願いいたします。

事務担当	感染症対策課感染症対策推進班
電話番号	076-444-8920

事 務 連 絡

令和6年2月2日

各 { 都道府県
市町村
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

HPVワクチンのキャッチアップ接種に係る周知等について（依頼）

予防接種行政については、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）については、積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対し、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種（以下「キャッチアップ接種」という。）の機会を提供しているところです。このキャッチアップ接種の実施期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間としており、実施期間の終了まであと1年余りとなっていることから、キャッチアップ接種の対象者や保護者等への周知・広報を含め、円滑な接種の実施のために必要な対応を講じていただきますようお願いいたします。

なお、公益社団法人日本医師会等に対し、本件に係る周知協力を依頼していることを申し添えます。

記

1. キャッチアップ接種の実施期間

キャッチアップ対象者の接種機会の確保や、自治体の準備、医療機関における接種体制等の観点を踏まえ、キャッチアップ接種を実施する期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間としています。

実施期間の終了まであと1年余りとなっていることや、3回の接種完了までに約6ヶ月の期間が必要であること等を踏まえ、キャッチアップ接種の対象である方に対して、再度個別通知を行うこと等を検討していただき、確実な周知等に努めていただくようお願いいたします。

2. キャッチアップ接種に関する広報について

HPVワクチンの定期接種の実施に当たっては、対象者が接種を検討・判断するためのHPVワクチンに関する情報等や、接種を希望する場合の円滑な接種のために必要な情報等を、丁寧かつ確実に提供することが重要であり、厚生労働省において、HPVワクチンに関するリーフレットを作成しています。1月26日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会／薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会における議論を踏まえ、リーフレットを改訂しましたので、対象者への情報提供にご活用いただくようお願いいたします。

また、キャッチアップ接種の対象者への再勧奨や、周知・広報のための資材についても、別紙のとおり新たに作成しましたので、あわせてご活用ください。

3. HPVワクチンに関するその他の情報提供資料

キャッチアップ接種以外のHPVワクチンに関するリーフレットについても、最新の内容に改訂しておりますので、適宜ご活用ください。

(別紙内訳)

【キャッチアップ接種に関する資料】

- 別紙1 キャッチアップ接種リーフレット
- 別紙2 9価HPVワクチン接種のお知らせリーフレット（キャッチアップ版）
- 別紙3 キャッチアップ接種再勧奨ハガキ（カラー版）
- 別紙4 キャッチアップ接種再勧奨ハガキ（モノクロ版）
- 別紙5 キャッチアップ接種チラシ（一般向け）
- 別紙6 キャッチアップ接種チラシ（自治体向け）
- 別紙7 キャッチアップ接種ロゴマーク

【HPVワクチンに関するその他の情報提供資料】

- 別紙8 HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット（概要版）
- 別紙9 HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット（詳細版）
- 別紙10 HPVワクチンの接種に関係する医療従事者向けリーフレット
- 別紙11 9価HPVワクチン接種のお知らせリーフレット（定期接種版）

(参考)

- ・リーフレットを掲載している厚生労働省ホームページ「HPVワクチンに関する情報提供資料」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/index.html>

- ・その他の広報資料を掲載している厚生労働省ホームページ「HPVワクチンに関する広報について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/kouhou.html>

- ・令和6年1月26日開催 第100回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和5年度第15回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催） 資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000208910_00072.html